

# 金沢医科大学学則

## 目 次

第 1 章 総 則	(第 1 条-第 3 条)
第 2 章 修業年限及び在学期間	(第 4 条-第 5 条)
第 3 章 学年、学期及び休業日	(第 6 条-第 8 条)
第 4 章 教育課程及び履修方法	(第 9 条-第 11 条)
第 5 章 入 学	(第 12 条-第 18 条)
第 6 章 休学、復学及び退学等	(第 19 条-第 24 条)
第 7 章 学納金	(第 25 条-第 28 条)
第 8 章 卒業及び学位	(第 29 条-第 30 条)
第 9 章 賞 罰	(第 31 条-第 32 条)
第 10 章 教職員の組織	(第 33 条)
第 11 章 教授会	(第 34 条)
第 12 章 附属施設	(第 35 条-第 37 条)
第 13 章 学則の改廃	(第 38 条)

# 金沢医科大学学則

## 第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 金沢医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、医学・看護学に関する理論と応用とを教授研究し、医の倫理に徹して日進月歩の医学の進展に対応し得る有能な医師並びに保健医療及び福祉に貢献できる看護職者を育成することを目的とし、医学・看護学の発展と地域社会の医療開発、健康増進、福祉の向上に寄与することを使命とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、教育研究等の活動状況について自主的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制等については、別に定める。

(学部及び学科)

第2条 本学に医学部医学科及び看護学部看護学科を置く。

(定員)

第3条 医学部医学科にあつては入学定員110名、収容定員660名、看護学部看護学科にあつては、入学定員70名、収容定員280名とする。

## 第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、医学部にあつては6年、看護学部にあつては4年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、次のいずれかの年限を超えることができない。

- (1) 医学部
- ① 前条の修業年限の2倍の年数。ただし、第18条第1項の規定により入学した者については、同条第3項の規定により定められた修業年限の2倍の年数。
  - ② 第1・2学年併せて4年、第3・4学年併せて4年、第5・6学年併せて4年。
- (2) 看護学部
- ① 前条の修業年限の2倍の年数。
  - ② 第1・2学年併せて4年、第3・4学年併せて4年。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日 「国民の祝日に関する法律」(法178号)に基づく休日
- (3) 開学記念日 6月1日
- (4) 休業(春季、夏季、冬季)については別に定める。

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程、履修方法及び単位の計算方法)

第9条 教育課程は、医学部については別表1、看護学部については別表2のとおりとし、その他履修に関し必要な事項は別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の評価)

第10条 授業科目の評価は、試験その他の審査によりこれを行う。

2 前項の試験及び審査の方法は別に定める。

(授業科目の成績)

第11条 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表わし、秀、優、良、可を合格とする。

## 第5章 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業

程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続、入学検定料)

第14条 入学を志願する者は、所定の入学願書に別表3の入学検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。ただし、本学の入学試験を複数回にわたり受験する場合は、入学検定料を一部減額することがある。

2 既に納入した入学検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第15条 入学を志願する者については、本学において選考を行う。

2 選考の方法は別に定める。

(入学手続)

第16条 入学試験の合格者は、連帯保証人2名を定め指定する期日までに誓約書、その他入学試験要項において指定する書類を添えて学長に提出するとともに、所定の学納金を納入しなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で本学に対して当該学生に関するいっさいの責任を負うことのできる者でなければならない。

3 第1項に規定する連帯保証人のうち原則として1人は父母又はその他の親族とする。

4 学長は、連帯保証人が適当でないときに変更させることができる。

(入学許可)

第17条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(編入学)

第18条 本学への編入学を志願する者があるときは、別に選考のうえ、これを許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、その他必要な事項については、当該学部の教授会の審議を経て、学長が決定する。

## 第6章 休学、復学及び退学等

(休学)

第19条 疾病又はその他の事由により三月以上修学を中止しようとする者は、その事由を証明する書類を添え第16条第3項に規定する連帯保証人と連署の上、学長の許可を得てその学年の終りまで休学することができる。

(休学命令)

第20条 疾病その他の事由により、修学に適しないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずる。

(復学)

第21条 休学者が復学しようとするときは、事由を具して学長に願い出て許可を得なければならない。

(休学期間)

第22条 休学期間は、通算2年を超えることができない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、事由を具し第16条第3項に規定する連帯保証人と連署の上、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第24条 学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部の教授会の審議を経て、学長はこれを除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 第5条の期間を超えた者

- (3) 催告を受けてもなお授業料等を滞納した者

## 第7章 学納金

(入学金及び授業料等)

第25条 入学金及び授業料等の額は、別表4のとおりとする。「授業料等」とは、授業料、設備更新費及び教育充実費のことをいう。

- 2 授業料等は、別表5に定める期日までに納入しなければならない。
- 3 第16条第1項に規定する「所定の学納金」とは、入学金及び授業料等をいう。
- 4 既に納付した入学金は、返還しない。
- 5 既に納入した授業料等は、第17条の規定により入学を許可された者が指定の期日までに入学を辞退した場合を除き、原則として返還しない。
- 6 第18条に規定する編入学生を受け入れる場合、入学金及び授業料等は、別に定める。

(授業料等の減免)

第26条 学長は、特に優秀な学生に対して授業料等を減免することができる。

- 2 授業料等の減免に関する事項は、別に定める。

(授業料等の分納、延納)

第27条 学長は、特別の事情のある学生に対しては、授業料等の分納又は延納を許可することができる。

- 2 授業料等の分納及び延納に関する事項は、別に定める。

(休学中、停学中及び退学時の授業料等)

第28条 休学中及び停学中の授業料等は徴収する。ただし、学期の初日から末日まで休学した場合は、休学した学期の授業料、設備更新費の半額を返還する。

- 2 前期に退学した場合は、後期の授業料等は徴収しない。

## 第8章 卒業及び学位

(卒業)

第 29 条 本学において所定の修業年限以上在学し、所定の課程を修了した者については、当該学部の教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第 30 条 本学を卒業した者には、医学部においては学士（医学）、看護学部においては学士（看護学）の学位を授与する。

## 第 9 章 賞罰

(表彰)

第 31 条 学生として、学業、人物ともに優れ、他の学生の模範となる者に対し、当該学部の教授会の審議を経て、学長は表彰することがある。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第 32 条 学生の懲戒は、当該学部の教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

2 懲戒に関する規程は、別に定める。

## 第 10 章 教職員の組織

(教職員)

第 33 条 本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他。

2 前項の組織及び定員については別に定める。

3 学長は本学を代表し、教育理念に基づいて校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は学長指示のもとに学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。



- 5 学部長は学長指示のもとに当該学部の校務をつかさどり、所属職員を統括し教育及び研究の責に任ずる。

## 第11章 教授会

(教授会)

第34条 本学の各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、医学部においては金沢医科大学医学部教授会規程第2条の規定、看護学部においては金沢医科大学看護学部教授会規程第2条の規定により組織する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、進級及び卒業に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規程は、別に定める。

## 第12章 附属施設

(図書館)

第35条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は別に定める。

(大学病院)

第36条 本学に大学病院を置く。

2 大学病院に関する規程は別に定める。

(総合医学研究所)

第 37 条 本学に総合医学研究所を置く。

2 総合医学研究所に関する規程は別に定める。

### 第 13 章 学則の改廃

第 38 条 この学則の改廃は、学長が発議し、当該学部の教授会の審議を経て理事会の承認を得て、これを行う。

#### 附 則

この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正学則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項については、昭和 54 年度入学学生からこれを適用する。

#### 附 則

この改正学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行し、昭和 55 年 12 月 25 日から適用する。

#### 附 則

この改正学則は、昭和 57 年 5 月 28 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この改正学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項の改正規定については、昭和 58 年度以前の入学学生については、各入学年度ご

とに定めたとおりとする。

附 則

この改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項及び第 21 条第 1 項の改正規定については、昭和 61 年度入学学生からこれを適用する。

附 則

この改正学則は、昭和 61 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者にかかる授業料等の額は、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行し、昭和 63 年 9 月 12 日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 3 項に規定する別表 3 のうち設備更新費については、昭和 57 年度以降の入学学生について適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年 5 月 29 日から施行し、平成 2 年度入学学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 3 項に規定する別表 3 のうち設備更新費は、昭和 57 年度以降の入学学生について平成 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 3 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行し、平成 11 年度入学学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行し、平成 13 年度入学学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 2 項の改正規定については、平成 15 年度入学学生から適用する。
- 3 平成 14 年度以前の入学学生で、第 23 条により退学した者の再入学に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項に規定する別表 2 については、平成 18 年度入学を志願する者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度における看護学部看護学科の第 3 学年編入学定員及び収容定員は、この規則による改正後の金沢医科大学学則第 3 条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

年 度	編入学定員 (第3学年)	収容定員
平成19年度	0名	60名
平成20年度	0名	120名
平成21年度	10名	190名

附 則

- 1 この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 25 条に規定する別表 4 及び別表 5 については、平成 20 年度入学生から適用する。
- 3 平成 20 年度第 1 学年次第 2 学期編入学生については 2 年目の教育充実費のうち 250 万円を減免する。

附 則

この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入学定員	107 名	107 名	110 名	110 名
収容定員	657 名	654 名	654 名	654 名

年 度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
入学定員	110 名	110 名	110 名
収容定員	654 名	654 名	657 名

附 則

- 1 この改正学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 8 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学定員	108名	110名	110名
収容定員	655名	655名	655名

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	110名	110名	110名
収容定員	655名	655名	658名

- 3 第19条及び第23条における連帯保証人は、令和2年度以前の入学生については保証人として適用する。

#### 附 則

- 1 この改正学則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 平成28年度から令和元年度までの各年度における医学部第1学年次後期編入学生の授業料等及びその納入期日は、第25条に規定する別表4及び別表5を準用する。



別表1 医学部の授業科目等（第9条関係）

区分	授業科目	単位数 (授業時間数)						備考	
		第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次	第5学年次	第6学年次		計
一般 教 育 科 目	総合人間科学	2 (30)						2 (30)	2単位選択必修                必修 *印は全て 実習・演習含む
	人間性	* 1 (30)						* 1 (30)	
	健康の科学	* 1.5 (45)						* 1.5 (45)	
	人の行動と心理	1 (15)						1 (15)	
	アカデミック・スキルズ	* 1 (30)						* 1 (30)	
	クリティカル・シンキング	* 1 (30)						* 1 (30)	
	ドイツ語	* 1 (30)						* 1 (30)	
	医学統計	* 2.5 (38)						* 2.5 (38)	
	細胞生物学	* 3 (90)						* 3 (90)	
	医療プロフェッション ナリズム入門	* 2 (45)						* 2 (45)	
	医療プロフェッショ ナリズムⅡ		* 1 (30)					* 1 (30)	
	医療プロフェッショ ナリズムⅢ			* 2 (60)				* 2 (60)	
	医療と倫理	1 (15)						1 (15)	
	医療と社会	1 (15)						1 (15)	
	医学英語Ⅰ	* 3 (90)						* 3 (90)	
	医学英語Ⅱ		* 2 (60)					* 2 (60)	
	情報の科学	* 1.5 (45)						* 1.5 (45)	
医療行動科学	2 (30)						2 (30)		
合計	24.5 (578)	3 (90)	* 2 (60)				29.5 (728)	最低必修単位数 29.5	

区分	授業科目	授 業 時 間 数						備 考	
		第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次	第5学年次	第6学年次		計
専 門 教 育 科 目	人体の正常構造と機能	人体の構造 I	200					200	必 修 全て実習・演習含む
	人体の構造 II		120					120	
	脳・神経・感覚器系		70					70	
	呼吸器系 I		20					20	
	心臓血管系		50					50	
	腎・尿路系 I		20					20	
	消化器系 I		20					20	
	内分泌・生殖器系	50						50	
	代謝と遺伝 I	90						90	
	代謝と遺伝 II		40					40	
	微生物学		★ 75					★ 75	
	免疫学		45					45	
	生体と薬物		60					60	
	病態病理		★ 90					★ 90	
	臨床序論				★ 30			★ 30	
	血液・免疫系				★ 60			★ 60	
	循環器系				★ 90			★ 90	
	視覚系				★ 30			★ 30	
	皮膚系				★ 30			★ 30	
	呼吸器系 II				★ 60			★ 60	
	消化器系 II				★ 90			★ 90	
	腎・尿路系 II				★ 60			★ 60	
	麻酔・救急系				★ 30			★ 30	
	耳鼻咽喉・口腔系				★ 30			★ 30	
	内分泌・代謝系				★ 60			★ 60	
	周期・生殖器系				★ 60			★ 60	
	成長と発達				★ 60			★ 60	
	神経・精神系				★ 90			★ 90	
	運動器系				★ 30			★ 30	
	臨床薬理学・薬物治療学					15		15	
	腫瘍総論					15		15	
	高齢医学				★ 30			★ 30	
	死と法				★ 30			★ 30	
基 本 療 の	介護と在宅医療				30		30		
診療参加型臨床実習入門				★ 60			★ 60		
医学・医療と社会				★ 60			★ 60		
臨床実習					★ 1020	1400	455	★ 2875	
集中講義							150	150	
合計(専門科目)		340	★ 610	★ 990	★ 1080	1400	605	★ 5025	

※令和3年度から新カリキュラムを実施しているため、令和4年度以降の★のついて授業科目に関しては変更となる場合があります。

別表 2 看護学部の授業科目等（第9条関係）

区分	授業科目		単位数		履修方法及び卒業要件	配当年次	1年次		2年次		3年次		4年次		
	コード	授業科目名	必修	選択			1単位当たり時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人間学領域	101	暮らしと法律	1	15	必修17単位 + 選択4単位*	1	15								
	102	生活におけるICT活用と医療情報セキュリティ	1	15		1	15								
	103	人類と文化		1		15	1	15							
	104	医療倫理	1	15		1		15							
	105	日本国憲法		2		15	2			30					
	106	心理学	1	15		1	15								
	107	健康と運動の科学	1	15		1		15							
	108	地域文化論		1		15	1		15						
	109	社会保障制度論	1	15		2			15						
	110	キャリアデザイン論	1	30		1	30								
	111	情報の科学	2	30		1	60								
	112	エクササイズ&スポーツ		1		30	1	30							
	113	アカデミック・スキルズ	1	30		1		30							
	114	生涯発達・教育論	1	15		1		15							
	115	統計学	1	30		2			30						
	116	哲学的クリティカルシンキング	1	15		2				15					
	117	英語Ⅰ（コミュニケーション英語）	1	30		1	30								
	118	英語Ⅱ（看護英語基礎）	1	30		1		30							
	119	国際社会学	1	15		1		15							
	120	英語Ⅲ（看護英語講読）	1	30		2			30						
	121	中国語		1		30	2			30					
	122	韓国語		1		30	2			30					
	123	ドイツ語		1		30	2			30					
医学領域	201	看護のための基礎科学	1	15	必修23単位	1	15								
	202	人体の構造と機能・解剖・生理・生化学	4	30		1	120								
	203	病原微生物学	1	15		1	15								
	204	病理・病態学	1	15		1	15								
	205	免疫・生体防御学	1	15		1	15								
	206	臨床医学総論	2	15		1		30							
	207	疾病・治療Ⅰ：循環器・呼吸器系	2	15		1		30							
	208	疾病・治療Ⅱ：消化器・内分泌・代謝系	2	15		1		30							
	209	疾病・治療Ⅲ：腎・泌尿器・免疫・血液・神経内系	2	15		1		30							
	210	疾病・治療Ⅳ：脳・神経・運動器・感覚器系	2	15		2			30						
	211	疾病・治療Ⅴ：精神神経系	1	15		2			15						
	212	疾病・治療Ⅵ：高齢者・リハビリテーション医療、感染症学	1	15		2			15						
	213	疾病・治療Ⅶ：小児・産婦人科系	1	15		2				15					
	214	臨床薬理学	1	15		2			15						
	215	臨床栄養学	1	15		2			15						

卒業要件（卒業に必要な単位数）：必修117単位、選択7単位、合計124単位以上

人間学領域 選択4単位のうち、1単位以上は中国語、韓国語、ドイツ語のいずれかを修得すること

保健師選択コースの必修25単位を加え合計149単位以上

助産師選択コースの必修27単位を加え合計151単位以上

保健師国家試験の受験資格を得ようとする者には保健師選択コースの全科目が必修科目となる。

助産師国家試験の受験資格を得ようとする者には助産師選択コースの全科目が必修科目となる。

養護教諭2種免許を得ようとする者には選択科目である保健師選択コースの全科目、日本国憲法、エクササイズ&スポーツの修得が必要となる。

区分	コード	授業科目 授業科目名	単位数		1単位 習得 時間数	履修方法 及び 卒業要件	配当年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
			必修	選択				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
看護学領域	看護学Ⅰ（基本）	301 看護学原論Ⅰ	2	15			1	30							
		302 看護コミュニケーション論	1	15			1	15							
		303 家族看護論	1	15			1		15						
		304 精神保健看護学概論	2	15			1		30						
		305 成人看護学概論	2	15		必修16	2			30					
		306 老年看護学概論	2	15		単位	2			30					
		307 母性看護学概論	1	15			2			15					
		308 小児看護学概論	2	15			2			30					
		309 在宅看護学概論	2	15			2			30					
		310 公衆衛生看護学概論Ⅰ	1	15			2				15				
	看護学Ⅱ（方法）	401 基礎看護技術論Ⅰ	2	30			1	60							
		402 基礎看護技術論Ⅱ	2	30			1	60							
		403 基礎看護技術論Ⅲ	2	30			2		60						
		404 基礎看護技術論Ⅳ	1	30			2		30						
		405 精神看護学方法論	1	30			2			30					
		406 成人看護学方法論Ⅰ（看護援助演習）	2	15			2			30					
		407 老年看護学方法論Ⅰ（看護援助演習）	1	30			2			30					
		408 母性看護学方法論Ⅰ（看護援助演習）	2	15			2			30					
		409 小児看護学方法論Ⅰ（看護援助演習）	2	15			2			30					
		410 成人看護学方法論Ⅱ（看護援助演習）	2	30			3				60				
		411 老年看護学方法論Ⅱ（看護援助演習）	1	15			3				15				
		412 母性看護学方法論Ⅱ（看護援助演習）	1	30			3				30				
		413 小児看護学方法論Ⅱ（看護援助演習）	1	30			3				30				
		414 在宅看護学方法論Ⅰ（看護援助演習）	2	15			2			30					
		415 在宅看護学方法論Ⅱ（看護援助演習）	1	30			3				30				
	看護学Ⅲ（実践）	501 基礎看護学実習Ⅰ	1	45			1	45							
		502 基礎看護学実習Ⅱ	2	45			2			90					
		503 精神看護学実習	2	45			3				90				
		504 成人看護学実習	6	45		必修21	3				270				
		505 老年看護学実習	4	45		単位	3				180				
		506 母性看護学実習	2	45			3				90				
507 小児看護学実習		2	45			3				90					
508 在宅看護学実習		2	45			3				90					
看護学Ⅳ（発展）		601 看護管理	1	15			2			15					
		602 看護情報の検索と活用	1	15			2			15					
	603 看護学原論Ⅱ	1	15			3					15				
	604 看護サービス論	1	15			4						15			
	605 災害看護論	1	15			2			15						
	606 多職種連携論	1	15			3						15			
	607 看護教育	1	15			3						15			
	608 看護研究の基本	2	15			3				30					
	609 看護実践力探求	1	15		必修	4							15		
	610 統合看護学実習	2	45		17単位	4							90		
	611 看護研究	4	30		＋	4							120		
	612 国際看護学	1	15		3単位	4							15		
	613 地域アセスメント論	1	15			4							15		
	614 高齢者フレイル論	1	15			4							15		
615 皮膚科学看護論	1	15			4							15			
616 精神看護支援論	1	15			4							15			
617 緩和ケア論	1	15			4								15		
618 看護実践病態論	1	15			4								15		
619 看護制度と政策	1	15			4								15		
620 看護英語論文	1	15			3					15					
保健師選択コース	公衆衛生看護学	701 公衆衛生看護学概論Ⅱ	1	15			2			15					
		702 保健統計	2	15			2			30					
		703 疫学	2	15			3					30			
		704 公衆衛生看護学方法論Ⅰ（地域看護活動論）	2	15			3				30				
		705 公衆衛生看護学方法論Ⅱ（対象別地域看護活動論）	4	15			3					60			
		706 公衆衛生看護学方法論Ⅲ（学校・産業・災害看護）	2	15		選択	3					30			
		707 保健医療福祉政策論	2	15		25単位	4							30	
		708 公衆衛生看護学方法論Ⅳ（保健指導演習）	2	30			4							60	
		709 公衆衛生看護学方法論Ⅴ（地域看護活動演習）	2	30			4							60	
		710 公衆衛生看護管理論	1	15			4							15	
		711 公衆衛生看護学実習	5	45			4								225
助産師選択コース	助産学	801 助産学概論	2	15			3				30				
		802 基礎助産学Ⅰ（産科学：正常）	1	15			3				15				
		803 基礎助産学Ⅱ（産科学：異常）	2	15			3						30		
		804 助産学方法論Ⅰ（助産診断技術学：妊産期）	2	15			3					30			
		805 助産学方法論Ⅱ（助産診断技術学：分娩期）	2	15			4							30	
		806 助産学方法論Ⅲ（助産診断技術学：産じょく・新生児期）	2	15			4							30	
		807 助産学方法論Ⅳ（地域助産技術学）	2	15		選択	4							30	
		808 助産学方法論Ⅴ（助産技術演習）	1	30			4							30	
		809 助産管理	2	15			4								30
		810 助産実習	9	45			4								405
		811 母子保健指導実習	1	45			4								45
		812 助産所実習	1	45			4								45

別表3 入学検定料

	入学検定料
医学部	60,000円
看護学部	30,000円

別表4 入学金及び授業料等

学部	区分	金額(初年度)		納入年度等
医学部	入学金	2,000,000円		初年度
	授業料	前期分	1,650,000円	毎年度
		後期分	1,650,000円	
	設備更新費	前期分	850,000円	毎年度
		後期分	850,000円	
	教育充実費	前期分	2,000,000円	2年目 1,000,000円/年 (前後期分割納入)
後期分		2,000,000円	3年目 1,000,000円/年 (前後期分割納入) 4年目 1,000,000円/年 (前後期分割納入) 5年目 500,000円/年 (前後期分割納入)	
看護学部	入学金	300,000円		初年度
	授業料	前期分	450,000円	毎年度
		後期分	450,000円	
	設備更新費	前期分	100,000円	毎年度
		後期分	100,000円	
	教育充実費	前期分	125,000円	毎年度
後期分		125,000円		

- ※1) 医学部総合型選抜(AO入試・卒業生子女入試)及び学校推薦型選抜(指定校・指定地域)の初年度については前期分・後期分を一括納入とする。(納入期日については別に定める)
- 2) 看護学部において保健師選択コースを受講する場合は、保健師選択コース実習費(30,000円)助産師選択コースを受講する場合は、助産師選択コース実習費(250,000円)を別途徴収する。(第4学年のみ)

別表5 授業料等の納入期日

学部	区分	納入期日
医学部	前期分	前年度末日まで(ただし、新入生は別に定める)
	後期分	9月末日まで
看護学部	前期分	前年度末日まで(ただし、新入生は別に定める)
	後期分	9月末日まで